

平成5年度臨時総代会議案書

日 時 平成5年12月17日(金)午後3時

場 所 盛岡市山王町10番6号 山王ハイツ第一会議室

岩手県消費者信用生活協同組合

総代会次第

1. 開会の辞
2. 総代会成立宣言
3. 議長選出
4. 書記任命並びに議事録署名人委嘱
5. 理事長挨拶
6. 議案審議
 - 第1号議案 事務所ビル建設計画の件
 - 第2号議案 関連会社設立の件
 - 第3号議案 債務保証の件
7. 議長並びに書記解任
8. 閉会の辞

第 1 号議案

事務所ビル建設計画の件

かねてより信用生協独自の事務所確保について適格地の選定を構想、検討してまいりましたが、今般適格地が見つかったので下記の必要性和背景から建設計画の概要に基づきまして事務所ビルの建設を行うことについてご提案いたしますのでご承認をお願いいたします。

<事務所ビル建設計画の必要性>

- ①長期的視点からも資産取得によって、対外的な信用力や存在感を高めていく必要があります。
- ②サラ金・クレジット会社に対峙する事業活動はもとより広範な消費生活上の相談業務の拠点が必要となってきました。
- ③現状のオフィスが狭隘となってきた状況にあります。
- ④特に相談室の不足から相談業務が停滞し、さらにはプライバシー保護の必要性が発生してきております。
- ⑤消費生活相談等の社会的要請に応えるためにも、現状のオフィスでは将来の事業活動が制約される状況にあります。

<事務所ビル建設計画の背景>

- ①信用生協が本格的に事業着手してから丁度10年を迎え、事業基盤も確立してきており、総体的にこの機が名実ともに自立化と独立化を押し進めていくチャンスであると思われます。
- ②上述のチャンスに加え、低金利、バブル崩壊後の不動産価格の適正化、円高による資材価格の低下等勘案するに建設時期としても好タイミングと思われます。

③今年度の予想決算においては余裕ある事業剰余が見込まれる見通しであり、昨今の金融、経済の状況からしても次年度以降も同様の状況が予想されることから体力があるこの時期を生かし、資産取得をして参りたいと存じます。

<建設計画の概要>

別紙資料1の建設計画書を参照願います。

第 2 号議案

関連会社設立の件

第1号議案に基づきまして土地の買収およびビル建設等の具体的方法については、行政許認可の関係上、生協法上の規制（ビル運営上、一部がテナント入居となることから生協法上および定款上事業目的に合致しない。）を受けることとなりますので、事業主体について土地の買収、建設および管理運営をおもな事業目的とした当組合一部出資による下記の関連会社を設立し、事業を遂行することについてご提案致しますので、ご承認をお願い致します。

- ・ 会社の名称 株式会社 シーエフシー
 - ・ 資本金 1,000万円
 - ・ 事業目的 ①不動産の所有、売買、仲介、賃貸、及び管理
②建築物の各種設備機器の点検、保守管理、並びに清掃及び警備請負業
③事務用機械器具の販売及び賃貸又はリース業
④前各号に付帯関連する一切の事業
- なお、上記項目につき、監督官庁の指導による軽微な字句の修正があった場合は、これを理事会にご一任願います。
- ・ 本社所在地 盛岡市南大通一丁目8番7号
 - ・ 設立発起人 理事長、専務理事、常務理事の3名といたします。
 - ・ 役員 役員の選出については理事会にご一任願います。
 - ・ 持株の割合 当組合60%、その他40%と致します。
- なお、その他の出資分についての割当については理事会にご一任願います。

第 3 号議案

債務保証の件

第 2 号議案に基づきまして、関連会社（株式会社シーエフシー）が事業主体となることから、土地買収費、建設費、創業費等建設にかかる資金調達については銀行借入条件等から当組合の債務保証が必要であり、債務保証額 7 億円を限度として債務保証することについてご承認をお願い致します。

なお、借入先、借入条件等につきましては、理事会にご一任願います。

仮称「CFCビル」建設計画書

1. 建設の概要

- ①運営主体 株式会社 シーエフシー
②ビルの名称 CFCビル（シーエフシービル）
（Consumers Financial Co-opの頭文字を引用－消費者の信用事業の協同組合という意味です。）
③予定建設地 盛岡市南大通一丁目8番7号
④敷地面積 608.85㎡（184.5坪）
⑤用途地域 商業地域、準防火地域、駐車場整備地区、建蔽率90%
容積率400%
⑥建物構造 鉄骨造6階建SRC構造
⑦延床面積 1799.15㎡（544.3坪）

2. 予定総事業費

70,000万円（土地、建物取得費、その他経費）

3. 収支概算

- ①予定賃貸料収入額 年額4,800万円
②予定借入金返済額 年額3,600万円

4. 建築規模および用途

階数	用途	坪数	入居募集業種および用途
1F	貸店舗、事務所	79.4	レストラン入居予定
2F	貸事務所	66	一般テナント
3F	貸事務所	66	一般テナント
4F	組合事務所	67	業務課、事務課スペース、相談室6室
5F	組合事務所	67	中会議室1室、相談室（大2室）、役員室 コンピュータールーム、職員クローク
6F	組合事務所	67	大会議室、倉庫

5. 予定建設計画日程

平成6年 3月工事着工



平成6年 9月末日竣工



平成6年10月移転営業

総代会次第及び運営役割分担

- 日時 平成 5年12月17日(金) 15時
- 場所 盛岡市山王町10番6号 山王ハイツ第1会議室
- 総代の総数 150名
出席数(本人出席 名、委任状出席 62名 合計 名)

1. 開会の辞

川口理事

2. 総代会成立宣言

川口理事 定款第53条による過半数

3. 議長選出

上平安美総代

4. 書記任命並びに議事録署名人委嘱

書記 斎藤哲司、千葉文子両職員 議事録署名人 中條好之、鹿野英良総代

5. 理事長挨拶

阿波克夫理事長

6. 議案審議

横沢善夫専務理事

第1号議案 事務所ビル建設計画の件

第2号議案 関連会社設立の件

第3号議案 債務保証の件

7. 議長並びに書記解任

8. 閉会の辞

阿部和平理事

関連会社事業概況報告書

1. 名称 株式会社シーエフシー
2. 資本金 1,000万円（信用生協出資率60%）
3. 設立登記 平成5年12月22日
4. 事業目的 ①不動産の所有、売買、仲介、賃貸及び管理
②建築物の各種設備機器の点検保守管理並びに清掃及び警備請負業
③事務用機械器具の販売及び賃貸またはリース業
④前各号に付帯関連する一切の事業
5. 役員

代表取締役	阿波克夫	（信用生協理事 長）
取締役	横沢善夫	（信用生協専務理事）
取締役	勝又俊輔	（信用生協常務理事）
取締役	田屋孝治郎	（信用生協理事 事）
監査役	伊沢昌弘	（信用生協監 事）
6. 関連会社を設立した事由
現信用生協の事務所の狭隘化及び事業の展開上から、新事務所ビルの建設を決定しましたが、生協法上信用生協が直接賃貸業等を行うことができないことから、不動産取得や賃貸業を目的とする株式会社を設立し、運営することといたしました。
7. 営業報告
当社の営業収入としてはビルの賃貸収入となりますが、今期はビルが未完成であるため、営業収入はありません。従いまして、支払い利息等の経費支出により欠損金は3,482,275円となりました。
尚、貸借対照表、損益計算書は別紙の通りとなりました。

8. 損失金処理案

I 当期末処理損失金	3,482,275円
II 損失金処理額	0円
III 次期繰越損失	3,482,275円

上記の通り報告いたします。

平成6年7月19日

株式会社 シーエフシー

代表取締役 阿波克夫

取締役 横沢善夫

取締役 勝又俊輔

取締役 田屋孝治郎

9. 監査報告書

平成5年12月22日から平成6年5月31までの第1期営業年度の貸借対照表、
損益計算書、営業報告書、損失金処理に関する議案及び付属明細書を監査致し、結
果、適法かつ正確であることを認めます。

平成6年7月19日

株式会社 シーエフシー

監査役 伊 沢 昌 弘

貸 借 対 照 表

株式会社 C・F・C

平成 6年 5月 31日 現 在

*** 資産の部 ***		*** 負債の部 ***	
1. 流動資産		1. 流動負債	
当座資産			
103 * 現金計 *	0	306 短期借入金	390,000,000
105 普通預金	12,216,131	316 法人税等充当金	29,100
121 * 現金預金計 *	12,216,131	324 ** 流動負債計 **	390,029,100
131 * 当座資産計 *	12,216,131	2. 固定負債	
棚卸資産		331 ** 固定負債計 **	
138 * 棚卸資産計 *	0	3. 引当金	
141 前払利息	1,282,191	335 ** 引当金計 **	0
146 仮払消費税	3,946,500	336 *** 負債合計 **	390,029,100
148 * その他の流動資産	5,228,691	*** 資本の部 ***	
151 ** 流動資産計 **	17,444,822	1. 資本金	
2. 固定資産		400 資本金	
有形固定資産		2. 法定準備金	
208 土地	247,339,003	403 * 法定準備金計 *	0
209 建設仮勘定	131,713,000	3. 剰余金	
212 * 有形固定資産計 *	379,052,003	822 ** 当期末処分利益	3,482,275-
無形固定資産		(410 * 当期利益 *	3,482,275-)
217 * 無形固定資産計 *	0	411 ** 剰余金計 **	3,482,275-
投資等		412 *** 資本合計 **	6,517,725
221 保証金	50,000	413 *** 負債資本計 *	396,546,825
225 * 投資等計 *	50,000		
226 ** 固定資産計 **	379,102,003		
3. 繰延資産			
232 ** 繰延資産計 **	0		
233 *** 資産合計 **	396,546,825		

損 益 計 算 書

自平成 5年 6月 1日 至平成 6年 5月 31日

*** 経常損益 ***			
営業損益			
1. 売上高			
608	* 純売上高 *		0
2. 売上原価			
621	* 売上原価 *		0
622	* 売上総利益 *		0
3. 販売費及び一般管理費			
647	消耗品費	108,590	
648	事務用品費	33,831	
653	租税公課	305,404	
659	運輸通信費	2,700	
664	広告宣伝費	57,000	
665	接待交際費	40,000	
668	図書印刷費	13,800	
685	雑費	358,227	
686	* 販売費・一般管理		919,552
687	** 営業利益 **		919,552-
営業外損益			
4. 営業外収益			
700	受取利息	1,035	
705	雑収入	250,000	
706	* 営業外収益 *		251,035
5. 営業外費用			
709	北日本銀行支払利息	2,784,658	
713	* 営業外費用 *		2,784,658
714	** 経常利益 **		3,453,175-
*** 特別損益 ***			
6. 特別利益			
807	* 特別利益 *		0
7. 特別損失			
814	* 特別損失 *		0
815	** 税引前当期利益		3,453,175-
816	法人税等		29,100
818	* 当期利益 *		3,482,275-
409	・ 前期繰越利益		0
822	** 当期未処分利益		3,482,275-

役員選挙規約（案）

（摘要）

第 1 条 岩手県消費者信用生活協同組合（以下「組合」という。）定款第 28 条により役員
の選挙を行う場合は、この規約の定めるところによる。

（選挙の公告）

第 2 条 理事長は役員選挙を行う総代会の招集通知に、選挙する理事及び監事の選挙区及び
選挙対象数を記載するとともに選挙期日の 7 日前までに公告する。

（選挙区及び定数）

第 3 条 役員選挙区及び定数は理事会において定める。

（役員選考委員会）

第 4 条 理事会は役員候補者の立候補手続き、資格審査等を行う役員選考委員（以下「選考委
員」という。）を、組合員から 3 名、理事会から 1 名指名する。

2. 選考委員は役員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を組織し、互選により役員選考委
員長（以下「選考委員長」という。）を選出する。
3. 選考委員会は役員候補者の選考経過及び選考結果について選考委員長を通じて役員選挙管理委
員会に報告する。
4. 選考委員の任期は指名の日から 2 年間とする。

（役員選挙管理委員会）

第 5 条 総代会は出席総代のなかから役員選挙管理委員（以下「管理委員」という。）を 3 名
選出する。

2. 管理委員は役員選挙管理委員会（以下「管理委員会」という。）を組織し、互選により役員選
挙管理委員長（以下「管理委員長」という。）を選出する。
3. 管理委員会は、選考委員会からの報告提案が組合の定款ならびに規約に照らして妥当と判断で
きる場合は管理委員長を通じて総代会に報告する。

（候補者）

第 6 条 役員候補者は立候補により選考委員会に届け出る。

2. 組合員は立候補のために次の各号いずれかの手続きを必要とする。
 - (1) 理事会の推薦
 - (2) 監事会の推薦
 - (3) その組合員の属する総代選挙区の組合員 5 名以上の連名による推薦

（役員選出方法）

第 7 条 選考委員会から報告された役員候補者の数が組合定款第 27 条に基づき理事会が決定
した定数以下の場合には、管理委員会は総代会の承認を得て候補者を当選とする。

2. 選考委員会から報告された役員候補者数が選出すべき役員定数を越える場合には、総代会にお
いて選挙を行い当選者を決定する。
3. 前項の選挙の方法は管理委員会が定める。

(当選者の決定)

第 8 条 前条の手続きにより当選者が決定した場合は、直ちに総代会議長は当選者にその旨を通知し、同時に当選者名を公示する。

2. 役員に当選した者は当選した日から7日以内に組合に対して役員就任承諾書を提出する。

(補充選挙)

第 9 条 当選が決定した候補者がその就任を辞退して欠員が生じた場合、または当選者数が定数を下回る場合で、かつ、当選者数が予定数の半分に満たない場合には、理事会は補充選挙を実施することとし、その実施方については前各条を準用する。

(改 廃)

第 10 条 この規約の改廃は、総代会の議決を経て行うこととする。

(付 則)

第 11 条 この改正規約は 年 月 日より実施する。

平成 年 月 日

組合員各位

岩手県消費者信用
生活協同組合

役員選考委員会

役員の選出について

標題のことにつきまして、平成 年度岩手県消費者信用生活協同組合役員の選出を、下記に
より実施致します。

記

1 候補者届け出方法

別紙の役員候補者届出用紙に必要事項を記入して、役員選考委員会宛送付してください。

なお、役員候補者になるには役員選挙規約上、所属選挙区組合員5名の推薦が必要となります。選挙区毎の組合員名簿を用意してありますので、必要な方は役員選考委員会まで申し出て
ください。

2 候補者届出用紙提出期限

平成 年 月 日役員選考委員会必着とします。

3 選挙方法

第 回総代会において役員選挙を実施します。

4 当選者の公示

役員当選者は、総代会において発表します。

5 その他

役員選挙の候補者届け出、その他問い合わせにつきましては、岩手県消費者信用生活協同組合内役員選考委員会宛お願い致します。

(〒020 盛岡市山王町10-6 ☎0196-25-1666)

総代会総代選挙規約（案）

（摘要）

第 1 条 岩手県消費者信用生活協同組合（以下「組合」という。）定款第 43 条による総代の選挙の方法は、この規約の定めるところによる。

（選挙管理委員会）

第 2 条 総代選挙を管理運営するため、理事長は総代選挙管理委員を指名する。

2. 総代選挙管理委員（以下「管理委員」という。）は、総代選挙管理委員会を組織する。

3. 総代選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、管理委員の互選により総代選挙管理委員長を選出する。

（選挙区及び定数）

第 3 条 総代の選挙区及び各選挙区から選出される総代の数は、理事会において定める。

2. 理事長は、総代会の 2 週間前までに前項の内容を含めて、総代選挙に関する公示を行い、候補者（立候補者及び推薦され候補者となることを承諾した者）を募らなければならない。

3. 総代選挙の選挙区は、職場及び地域毎に次のとおり定める。

(1) 同一職域に勤務する組合員は、その勤務先において信用生協の業務の一部を代行する等の協力関係にある勤労者の組織をもって一選挙区とする。

(2) 他の生活協同組合に所属している組合員は、その生活協同組合をもって一選挙区とする。

(3) 前記各号に属さない組合員は、「その他の地域選挙区」とする。

（候補者）

第 4 条 すべての組合員は、自由に立候補または立候補者を推薦できる。ただし、第 2 条による管理委員および当組合の役員は総代になることはできない。

（候補者の届け出）

第 5 条 総代に立候補しようとする組合員または候補者を推薦しようとする組合員は、所定の候補者届出用紙に必要事項を記入し、委員会に届け出なければならない。

（総代の選挙）

第 6 条 総代選挙の方法は次のとおり行うものとする。

(1) 同一職域団体の選挙区においては、その選挙区を単位に自主的に選出する。

(2) 他の生活協同組合の選挙区においては、その選挙区において自主的に選出する。

(3) その他の地域選挙区においては、別に定める地域選挙区毎に選挙を行う。

（当選者の公示）

第 7 条 当選者が決定した場合は、委員会は直ちに当選者に当選の旨を通知し、かつ、当選者の氏名を公示しなければならない。

2. 当選者がその就任を辞退した場合には、その選挙区ごとに補充選挙を行うこととする。

3. 委員会は正当な理由があると認められる当選者についてその当選を取り消すことができる。この場合、速やかにその選挙区における補充選挙を実施する。

4. 補充選挙は前各条を準用する。

(細 則)

第 8 条 総代選挙に関する細則は委員会において定める。

(改 廃)

第 9 条 この規約の改廃は、総代会の議決を経て行うこととする。

(付 則)

第 10 条 この改正規約は 年 月 日より実施する。

平成 年 月 日

組合員各位

岩手県消費者信用
生活協同組合

総代選挙管理委員会

総代会総代の選出について

標題のことにつきまして、第 回岩手県消費者信用生活協同組合総代会総代の選出を、下記により実施致します。

記

1 総代選出対象数

各選挙区毎に別紙1のとおりとします。

2 候補者届け出方法

別紙2の総代候補者届出用紙に必要事項を記入して、総代選挙管理委員会まで送付してください。（月 日必着とします。）

※立候補者については推薦者署名欄に記入する必要はありません。

※候補者推薦のため必要な方には各選挙区毎に組合員名簿を用意してありますので総代選挙管理委員会まで申し出てください。

3 当選者の公示

総代当選者に対しましては、総代選挙管理委員会で当選発表をすると同時に、書面にて当選者宛通知致します。

4 その他

総代選挙の候補者届け出、その他問い合わせにつきましては、岩手県消費者信用生活協同組合内総代選挙管理委員会宛にお願いいたします。

(〒020 盛岡市山王町10-6 ☎0196-25-1666)

その他の地域選挙区 総代定数表

選挙区	所属地域	総代定数
盛岡選挙区	盛岡市、岩手郡、紫波郡、二戸郡（安代町）	24
花巻選挙区	花巻市、稗貫郡、和賀郡（東和町）	5
北上選挙区	北上市、和賀郡（湯田町、沢内村）	3
水沢選挙区	水沢市、江刺市、胆沢郡	2
一関選挙区	一関市、西磐井郡	2
遠野選挙区	遠野市、上閉伊郡（宮守村）	2
大船渡選挙区	大船渡市、陸前高田市、気仙郡	2
釜石選挙区	釜石市、上閉伊郡（大槌町）	2
宮古選挙区	宮古市、下閉伊郡（田老町、山田町、岩泉町、田野畑村、新里村、川井村）	2
久慈選挙区	久慈市、下閉伊郡（普代村）、九戸郡（種市町、野田村、山形村、大野村）	2
二戸選挙区	二戸市、九戸郡（軽米町、九戸村）、二戸郡（浄法寺町、一戸町）	2
千厩選挙区	東磐井郡	2

岩手県消費者信用生活協同組合総代会総代候補者届出用紙				自薦・他薦区分	
候補者名	印		組合員番号		
住 所	Ⓢ		電話番号		
年 齢	歳	職 業			
候補者略歴					
推薦（自薦）理由					
.....					
.....					
.....					
推薦者署名欄					
氏名	印	組合員番号		住所	
備考欄					